

改正後全文

雇児総発 0727 第 3 号
社援基発 0727 第 1 号
障障発 0727 第 2 号
老総発 0727 第 1 号
平成 23 年 7 月 27 日

一 部 改 正
雇児総発 0329 第 2 号
社援基発 0329 第 3 号
障障発 0329 第 1 号
老総発 0329 第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日

一 部 改 正
雇児総発 0925 第 1 号
社援基発 0925 第 1 号
障障発 0925 第 1 号
老総発 0925 第 1 号
平成 27 年 9 月 25 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、貴管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配意願いたい。